

ハーグ協定加入に伴う規制の事前評価の実施について

1. 趣旨

- ・平成 19 年 10 月 1 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）」が改正・施行され、行政機関は規制の事前評価（R I A）を行うことが正式に義務づけられた。経済産業省ではこれに基づき、規制を新設・改廃する際には事前評価を行い、公表することとしている。
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「協定」という。）への加入のための法令改正については、協定への加入に伴い発生する意匠に係る国際登録出願に関する手続を、他の工業所有権に関する手続と同様弁理士の専権業務とする改正が検討されており、この点について事前評価を行う必要がある。
- ・当該評価プロセスを進めるに当たっては、有識者のご見解も幅広く聴取した上で評価内容を策定していく必要がある。

2. 事前評価の内容

今回の措置は、協定への加入に伴い発生する意匠に係る国際登録出願に関する手続を、他の工業所有権に関する手続と同様弁理士の専権業務とするものである。具体的には、弁理士法第 4 条第 1 項の業務に意匠に係る国際登録出願に係る手続を追加した上で、第 7 5 条にも同手続を追加し弁理士の専権業務とすることとなる。かかる措置の実施により、弁理士等以外の者が当該手続を業とすることができないという費用が発生する。

一方で、現行弁理士法第 7 5 条の規定の趣旨は、高度な技術専門的知見を要することが多い工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）の手続に関する業務を行うことができる者を、あらかじめ資格を得た弁理士に限定することで、工業所有権にかかる手続の円滑化を図り、出願人が迅速かつ的確に権利を取得できるようにすることである。このような、工業所有権に係る手続の円滑化や、出願人の迅速かつ的確な権利取得は、国内外での知的財産を活用した企業活動に大きく資するものであり、前述の費用との比較考量の結果としても当該便益が大きいと考えられる。

以上の政策評価の結果、今般行う弁理士法第 7 5 条の改正は妥当なものと考えられる。

(案の 1)

弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直し

2. 担当部局

経済産業省特許庁総務部総務課制度審議室長 山田 正人
電話番号： 03-3581-5013 e-mail： PA0A00@jpo.go.jp

3. 評価実施時期

平成 25 年〇月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的、内容及び必要性

弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）では、第 75 条の規定により、弁理士又は特許業務法人（以下、「弁理士等」という。）ではない者に対して業務制限を課し、これらの者は弁理士等の業務範囲の一部を業とすることができないものとしている。同条の趣旨は、工業所有権の権利発生の内容に直接関わる業務を誰でも業として行えることとすると、無用な手続の遅滞を招き、併せて、出願人の迅速かつ的確な権利取得を妨げる可能性があることから、高度の専門性を有する弁理士という資格者の専権業務とすることである。

現行規定において弁理士の専権業務とされているのは、同法第 4 条第 1 項に規定する工業所有権手続等業務であり、具体的には特許、実用新案、意匠及び商標に関する特許庁における手続（意匠を除き、各関係条約上の手続を経て我が国に対してなされた出願に関する手続を含む。）と、特許及び実用新案の国際出願並びに商標の国際登録出願に関する特許庁における手続である。

今般、我が国では、一回の手続で複数の国への一括出願を可能とするハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「協定」という。）への加入を検討しているところ、当該協定への加入に伴い発生する手続（具体的には、我が国の国民等により特許庁を経由して世界知的所有権機関に対して行われる意匠に係る国際登録出願、及び、他の協定締約国の国民等により世界知的所有権機関を経由して我が国に対して行われる国際意匠登録出願に関する手続）についても、他の工業所有権に関する手続と同様に、弁理士法第 4 条第 1 項に追加することを検討している（なお、後者の手続については、特段の条文改正は不要であり、今回、規制評価の対象とはしない。）。

資料 3 別添

このため、これら業務については、他の工業所有権手続等業務と同様、併せて第 75 条を改正し弁理士の専権業務とすることで、工業所有権行政の円滑な運用及び出願人の保護を図ることが必要であることから、今般の措置を実施するものである。

(2) 法令の名称・関連条項とその内容

○弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）

- ・第 4 条第 1 項（工業所有権手続等業務）
- ・第 75 条（弁理士等ではない者に対する業務制限）
- ・第 79 条（罰則）

○弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号）

- ・第 7 条（弁理士等でない者に対する業務制限から除外される業務）
- ・第 8 条（弁理士等でない者が業として作成することができない書類）

○意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）

（関係する新設条項を記入予定）

(5) 影響を受け得る関係者

- ・弁理士等
- ・弁理士法第 4 条第 1 項に規定する業務（弁理士法第 75 条の規定により制限の対象となる業務）以外の弁理士業務を業として行おうとする弁理士等以外の者
 - ・出願人（意匠に係る国際登録出願（我が国の国民等により世界知的所有権機関を経由して協定締約国に対して行われるもの）を行う者）
 - ・行政機関（特許庁）

5. 想定される代替案

弁理士法第 75 条の趣旨は、上述のとおり、高度な技術専門的知見を要することが多い工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）の手続に関する業務を行うことができる者を、あらかじめ資格を得た弁理士に限定することで、工業所有権にかかる手続の円滑化を図り、出願人が迅速かつ的確に権利を取得できるようにすることである。

今般、第 4 条第 1 項業務に追加する意匠に係る国際登録出願に係る手続を、第 75 条に追加し弁理士の専権業務とすることについては、他の工業所有権に関する手続に対するものと同様の措置であり、代替案は存在しない。

※なお、上述のとおり、いずれも条文の改正が必要となるのは、意匠に係る国際登録出願（我が国の国民等により特許庁を経由して世界知的所有権機関に対して行われるもの）に係るもののみであり、国際意匠登録出願（他の協定締約国の国民等により世界知的所有権機関を経由して我が国に対して行われるもの）については、特段の条文改正は伴わないため、今回、規制評価の対象とはしない。

6. 規制の費用及び便益

関係者	遵守費用	規制の便益
弁理士等	特になし	意匠に係る国際登録出願に係る 手続を弁理士の専権業務として 代理できる。
弁理士法第 4 条第 1 項 に規定する業務（弁理 士法第 7 5 条の規定に より制限の対象となる 業務）以外の弁理士業 務を業として行おうと する弁理士等以外の者	特になし （協定に加入していない現在 においては、意匠の国際登録 出願に係る業務は国内におい ては実施されないため。他 方、協定加入後は、かかる業 務制限により、当該業務を実 施していれば得られたはずの 便益を失うこととなる。）	特になし
出願人（意匠に係る国 際登録出願（我が国の 国民等により特許庁を 経由して世界知的所有 権機関に対して行われ るもの）を行う者）	特になし	本改正により、無用な手続の遅 滞を避け、迅速かつ的確な権利 取得ができる。
行政機関（特許庁）	特になし	無用な手続の遅滞が避けられる ため行政コストの削減につなが る。
その他の社会的費用	特になし	特になし

7. 政策評価の結果

今回の措置は、協定への加入に伴い発生する意匠に係る国際登録出願に関する手続を、他の工業所有権に関する手続と同様弁理士の専権業務とするものである。かかる

資料 3 別添

措置の実施により、弁理士等以外の者が当該手続を業とすることができないという費用が発生するが、他の工業所有権に関する同様の手続も既に弁理士の専権業務として規定されている点に鑑みれば、措置の蓋然性及び予測可能性は高く、費用は極めて限定的なものと考えられる。

一方で、現行規定の趣旨に鑑みれば、便益として挙げられる工業所有権に係る手続の円滑化や、出願人の迅速かつ的確な権利取得は、国内外での知的財産を活用した企業活動に大きく資するものである。

以上の政策評課の結果、今回の措置は妥当なものと考えられる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

（小委員会での御審議を踏まえて記入）

9. レビューを行う時期又は条件

（かかる措置については、改正法の施行後 5 年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、関係箇所について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨（見直し条項）を規定する予定であり、この点について記述する予定。）

10. 備考

特になし。